

2026年1月1日

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号

静甲株式会社

代表取締役 鈴木 孝典

当社は、2025年10月22日付で株式会社ビルメンテ（以下「ビルメンテ」といいます。）との間で締結しました吸收合併契約に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸收合併存続会社、ビルメンテを吸收合併消滅会社とする吸收合併（以下、「本件合併」といいます。）を行いました。

本件合併に関し、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に規定する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2026年1月1日

2. 吸收合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求

ビルメンテが発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

ビルメンテが発行する全株式を当社が保有しているため、会社法第785条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

ビルメンテは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

ビルメンテは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し、2025年10月30日の官報において公告するとともに、同日付に個別催告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はませんでした。

3. 吸收合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）

（1）株主の差止請求

本件合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、債権者に対し、2025 年 10 月 30 日の官報及び同日付の電子公告において本件合併に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件合併の効力発生日をもって、ビルメンテから、その資産・負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

吸収合併消滅会社であるビルメンテの事前開示書面は、別紙のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

本件合併による当社の変更登記申請及びビルメンテの解散登記申請は、2026 年 1 月 14 日に行う予定です。

7. 上記のほか、本件合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

2025年10月30日

吸收合併に係る事前開示書面

(会社法第782条及び会社法施行規則第182条に定める事前開示事項)

静岡県静岡市清水区二丁目8番1号
株式会社ビルメンテ
代表取締役 大石 透

当社は、2025年10月22日付で静甲株式会社との間で締結しました吸收合併契約に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社を吸收合併消滅会社、静甲株式会社を吸收合併存続会社とする吸收合併（以下、「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に規定する事項は、下記のとおりです。

記

- 吸收合併契約の内容（会社法第782条第1項）
別紙1のとおりです。
- 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
- 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）
完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。
- 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第3号）
当社は新株予約権を発行しておりません。
- 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
吸收合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。なお、当社及び存続会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

6. 吸収合併の効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件合併後における吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併後の吸収合併存続会社の収益状況およびキャッシュフローについて、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、吸収合併存続会社の負担する債務については、本件合併の効力発生以後も履行の見込みがあると判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



合 併 契 約 書

静甲株式会社（以下甲という）と株式会社ビルメンテ（以下乙という）は、次のとおり合併契約を締結する。

（合併の方法）

第1条 甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸收合併存続会社とし、乙を吸收合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

【合併する会社の商号及び住所】

(1) 甲（吸收合併存続会社）

商号：静甲株式会社

住所：静岡市清水区天神二丁目8番1号

(2) 乙（吸收合併消滅会社）

商号：株式会社ビルメンテ

住所：静岡市清水区天神二丁目8番1号

（合併に際して交付する金銭等割り当てに関する事項等）

第2条 甲は、乙の発行済株式全部を所有しているため、合併に際して甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

2 本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

（合併承認総会の省略）

第3条 甲は会社法第796条第2項、乙は同第784条第1項に基づき各々の株主総会の承認決議を経ずに合併する。

（合併期日）

第4条 合併が効力を発生する日は、2026年1月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続きを行うことができないときは、甲及び乙の合意により、その日を変更することができる。

（財産の継承）

第5条 乙は2025年12月31日現在の貸借対照表その他の計算を基礎とし、前条の期日における資産及び負債の状態を明確にした上で、一切の資産及びその他の権利義務を前条の期日において甲に引き継ぐものとする。

（管理執行義務）

第6条 甲乙は互いに、合併契約締結後、第4条の期日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務執行、財産の管理・運営を行うものとする。またその財産に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合には、予め甲乙協議して合意の上これを実行するものとする。

（解散費用）

第7条 乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

（役員の退職慰労金）

第8条 乙は、本合併により退任する乙の取締役に対する退職慰労金を、乙の招集する臨時株主総会の決議により乙の所定の基準に従い、支払うことができるものとする。

（合併条件の変更及び合併契約の解除）

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じたとき、若しくは契約不適合が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除できるものとする。

（想定外事項）

第10条 本契約書に規定するもののほか、合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを執行するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を乙はその写しを保有するものとする。

2025年10月22日

甲 静甲株式会社

代表取締役 鈴木 孝典



乙 株式会社ビルメンテ

代表取締役 大石 透

